

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示		所管課(室)名
○長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱の一部改正		産 業 政 策 課
◎ 公 告		
・落札者等		スマート県庁推進課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見(3件)		経 営 支 援 課
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧(2件)		漁 業 振 興 課
・測量の実施		建 設 企 画 課
・都市計画の図書の縦覧		都 市 政 策 課
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧		砂 防 課
◎ 雑 報		
・公募型プロポーザルの実施		長崎県公立大学法人
◎ 正 誤		
・令和4年10月28日付け長崎県公報第11163号中		林 政 課

告 示

長崎県告示第728号

長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第299号)の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年11月15日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表(第2条関係) 産業政策課関係						別表(第2条関係) 産業政策課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1～8 略						1～8 略				
9	長崎県小規模省エネルギー等設備導入支援事業費補助	原油価格・物価高騰などの影響を受けている県内中小事業者の省エネルギー対策の推進を	省エネルギー設備等の導入に要する経費	3分の2以内	県内中小事業者等						

金 函る。

公 告**落札者等（公示）**

落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年11月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 物品等の名称及び数量
令和4年度MicrosoftOffice365E3ライセンス 300本（利用期間4年間）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部スマート県庁推進課（電子県庁推進班）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2235
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 落札決定日
令和4年9月6日
- 5 落札者
長崎県長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 瀨口 晴樹
- 6 落札価格
26,280,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 7 入札公告日
令和4年7月26日
- 8 落札方式
最低価格

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年11月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイソーエレナ空港通り店
長崎県大村市古賀島町111番49 外6筆
- 2 届出の概要
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の住所に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
大村市長 園田 裕史
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び大村市商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年11月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エレナ久原店
長崎県大村市久原二丁目888番1 外10筆
- 2 届出の概要
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の住所並びに代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
大村市長 園田 裕史
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び大村市商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年11月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エレナ竹松店
長崎県大村市大川田町363番1 外1筆
- 2 届出の概要
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の住所並びに代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
大村市長 園田 裕史
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び大村市商工振興課

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法

施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和4年11月15日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県対馬市上県町犬ヶ浦322番地10

西山 幸偏

長崎県対馬市上県町御園228番地

重田 哲也

(2) 加入区

上県町仁田加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

上県町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県対馬市上県町鹿見字京ヶ崎13番地3

上県町漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和4年11月15日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県島原市有明町湯江甲303番地2

荒木 国公

長崎県島原市有明町大三東戊677番地

濱部 昌昭

(2) 加入区

有明加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

有明漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県島原市有明町湯江甲75番地

有明漁業協同組合

測定の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、時津町長から公共測量（デジタル撮影、写真地図作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年11月15日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
時津町全域	令和4年11月14日から 令和6年3月26日まで

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年11月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類及び名称
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路（3・5・160号 長崎駅東通り線）（長崎市決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和4年11月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧期間 令和4年11月15日から令和4年11月28日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 2 縦覧場所 長崎振興局建設部砂防課、長崎市役所土木部土木防災課、長崎市北総合事務所地域整備課、外海ふるさと交流センター、出津地区ふれあいセンター、黒崎地区公民館
- 3 縦覧の対象となる地域と土砂災害の種類
 - (1) 長崎市外海地区
急傾斜地の崩壊、土石流
- 4 意見書の提出
 - (1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。
なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
 - (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
 - (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき長崎市長に意見聴取を求める際に添付する。
 - (4) 提出先
〒852-8134 長崎市大橋町11-1
長崎振興局建設部砂防課

雑 報

公募型プロポーザルの実施（公告）

長崎県立大学学科紹介動画制作業務委託の委託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行うので公告す

る。

令和4年11月15日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 業務概要

- (1) 業務の名称 長崎県立大学学科紹介動画制作業務
- (2) 業務内容 募集要領による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年7月31日（金）まで

2 プロポーザルに参加する者の資格要件

期日までに公募型プロポーザル参加表明書（別紙様式1）及び関係書類を提出し、参加資格審査を受けて、プロポーザル参加資格を得ること。

3 プロポーザルの参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
- (2) アまたはイの資格を得ている者であること。
 - ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。
 - イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者でないこと。

4 関係資料の配布場所、期間及び方法

公告及びプロポーザル募集要領等の関係資料は、本学の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで10に定める機関で配布する。

5 参加申込の方法等

プロポーザルに参加したい事業者は、参加表明書（別紙様式1）及び関係書類を次により提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 10に定める機関
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出期間 令和4年11月15日（火）から令和4年11月28日（月）までの間（本学の閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）

6 参加者の資格審査

参加申込者から提出のあった参加表明書及び関係書類を確認し、確認結果を令和4年12月2日（金）までに申請者へ通知する。

7 企画提案書の提出方法等

別添の募集要領により、企画提案書及び関係書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 10に定める機関
- (3) 提出部数 企画提案書作成要領を参照
- (4) 提出期間 令和4年12月2日（金）から令和4年12月16日（金）までの間（本学の閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）

8 企画提案書の審査

提出された企画提案書及び関係書類について、長崎県立大学学科紹介動画制作プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定する。

9 契約の締結

最も優れた提案者と本制作業務についての契約締結の交渉（見積執行）を行う。その提案者との契約が成立しない場合は、次点となった提案者と契約締結の交渉を行う。

10 プロポーザルに関する事務を担当する機関の名称等

〒858-8580

長崎県佐世保市川下町123番地1

長崎県立大学企画広報課 藤原、小串

Email : kikaku@sun.ac.jp

TEL : 0956-47-5856 / FAX 0956-47-8047

11 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

正 誤

令和4年10月28日付け長崎県公報第11163号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
5487	33	226の6、226の7、	233の6、233の7、
	39	223の6・223の7	233の6・233の7

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)
二二一四

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト